

見える化の推進

都国保運営方針に記載のとおり、現在、都ホームページにおいて、「区市町村国保財政健全化計画」の公表を行っているが、より具体的に「別紙 区市町村の財政健全化計画策定及び赤字額の状況」による「見える化」を実施する。

解消・削減すべき赤字の定義

「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合計額。都内区市町村において、「繰上充用金」は 計上されていないため、**解消・削減すべき赤字は「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額**」のみとなる。

【参考】決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の定義

区市町村の国民健康保険特別会計の収支決算における法定外の一般会計繰入金のうち、「収入不足に伴う決算補填目的のもの」、「保険者の政策によるもの」及び「過年度の赤字によるもの」に該当するもので、具体的には、以下の事由によるものとなる。

決算補填等目的

(決算補填目的のもの) ①保険料収納不足のため ②高額療養費貸付金

(保険者の政策によるもの) ③保険料(税)の負担緩和を図るため ④地方単独の保険料(税)の軽減額

⑤任意給付費に充てるため

(過年度の赤字によるもの) ⑥累積赤字補填のため ⑦公債費、借入金利息

東京都国民健康保険運営方針(抜粋)(令和2年12月公表)

- 第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
 - 6 赤字解消・削減の取組
 - (3)解消・削減に向けた対応
 - 都は、赤字区市町村とともに、解消・削減すべき赤字の要因分析や必要な対策の整理を行う。各区市町村は、分析結 果を踏まえ、解消・削減すべき赤字解消の目標年次を定めた上で、健康づくりなどの保健事業や医療費適正化、収納 率向上の取組、適正な保険料(税)の設定等、計画に定めた解消・削減に向けた具体的な取組を実施していく。
 - 都は、医療費適正化のため、区市町村とともに、糖尿病性腎症重症化予防の取組や後発医薬品の普及について東京 都医師会等関係機関と連携して取り組む等、都の役割を積極的に果たしていくほか、区市町村の取組状況を把握し、 解消・削減すべき赤字の額、要因等の分析方法等、必要な助言を行っていく。また、「**区市町村国保財政健全化計画**」 の公表(見える化)を行う。

国の方針

- ●骨太方針2022 (抜粋) (令和4年6月7日閣議決定) 「国保財政健全化の観点から、法定外繰入等の早期解消を促すとともに、…(省略)。|
- ●新経済・財政再生計画改革工程表 2022 (抜粋) (令和 4 年 12 月 22 日経済財政諮問会議)

社会保障 4. 医療・福祉サービス改革		
KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組·所管府省、実施時期) 23 24 25
【P】第2階層○法定外繰入等を行っている市町村数 【2023 年度までに 100 市町村】 【2026 年度までに 50 市町村】	○法定外繰入等の額 【2020 年度決算(767 億)より減少】 ○保険料水準の統一の目標年度を定めている、または統一を達成した都道府県 【2023 年度までに 60 %】(実施都道府県数/47 都道府県。厚生労働省より各都道府県に調査)	工程(取組・所管府省、実施時期) 4 2. 地域の実情を踏まえた取組の推進(医療) ii . 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等) a . 法定外繰入等の解消期限や解消に向けた具体的な手段が盛り込まれた計画の策定・実行を推進するとともに、解消期限の設定状況等を公表。2021 年の国民健康保険法の改正を踏まえた国保運営方針に基づき、特に解消期限の長い市町村がある場合は、都道府県から市町村に適切に関与するよう促すなど、解消期限の短縮化を図る。また、KPI達成を見据えて、国と地方団体との議論の場を継続的に開催し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における法定外繰入等の状況に応じた評価の活用など、より実効性のある更なる措置を進める。※2025 年度以降も実施《所管省庁:厚生労働省》
		b. 都道府県内保険料水準の統一に向けて、2021年度からの 国保運営方針を踏まえた、各都道府県の取組状況の把握・ 分析を行う。その内容を踏まえ、統一に向けて取り組む都道 府県の先進・優良事例の横展開等、戦略的な情報発信を 行い、2023年度からの次期国保運営方針策定の際に、参 考にしていただく。また、国と地方団体との議論の場を継続的 に開催し、その結果に基づき、保険者努力支援制度における統一の進捗状況に応じた評価等も活用する。 ※2025年度以降も実施 《所管省庁:厚生労働省》